

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）			
○ 情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等 ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定 ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 港湾区域又は港湾隣接地域に接する海岸保全区域の管理 ○ 物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等 ○ 役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等 【公告】 ○ 国土調査の成果の認証 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ ” ○ ” ○ ”	情報政策課 指導監査室 障害福祉課 道路整備課 ” 港湾課 用度課 ” 中山間・地域振興課 経営支援課 ” ” ”	○ ” ○ 土地改良区の定款変更の認可 ○ 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧 【選挙管理委員会】 ○ 岡山県選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者の住所及び氏名	” 耕地課 ” ” 選挙管理委員会	目次	担当課（室）

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

◎岡山県告示第三十三号

令和三年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分のうちA級を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達する特定役務の種類

情報通信サービス

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

(2) 直前決算における自己資本額

(3) 直前決算における流動比率

(4) 申請時における従業員数

(5) 申請時までの営業年数

(6) 男女共同参画の推進状況

(7) 障害者雇用の状況

(8) 環境基準等の達成状況

(9) 申請時の事業者認定等制度における認定等の種類

(10) 申請時における情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第

二十九条第一項の情報処理技術者試験の合格者数

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた総合点数が八十点以上である者とする。

る。

3 資格審査の結果の通知

1 及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証

明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあっては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあっては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

- (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
- (6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

- (7) 印鑑登録証明書

- (8) 法人にあっては役員及び支配人の名簿、個人にあっては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

- (9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
- (10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
- (11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和三年二月一日から同月十九日まで（岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和三年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和四年一月中に行う予定の令和四年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

岡山県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県県民生活部情報政策課

(電話 〇八六

―二二六―七二六四)

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

◎岡山県告示第三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援B型事業所Iファーム

2 所在地

和気郡和気町日笠下五八六番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社結の家

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町日笠下五八六番地

三 指定年月日

令和三年二月一日

四 事業所番号

三三一・二三〇・二三三

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第三十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和三年一月十九日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師		
指定医師名	診療科目	
谷村智史	腎臓	医療機関の名称
藤川えつこ	視覚	医療法人清梁会高梁中央病院
二 指定を辞退した医師		ふじかわ眼科高梁分院
指定医師名	診療科目	医療機関の名称
近藤稔人	肢体不自由	赤磐医師会病院
熊瀬有美	視覚	医療法人清梁会高梁中央病院
橋本宏之	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、小腸、肝臓	医療法人清梁会高梁中央病院
		所在地
		高梁市南町五三
		高梁市南町五三
		高梁市南町五三

◎岡山県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 白尾塩生線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市児島由加字長谷三二七〇番一地先から 倉敷市児島田の口二六一六番一地先まで	旧	七・一 一・八	三七〇・七
倉敷市児島田の口二六一六番一地先まで 倉敷市児島田の口二六二三番三地先を経て 倉敷市児島由加字長谷三二七〇番一地先から 倉敷市児島田の口二六一六番一地先まで	新	一三・五 八六・〇	三八五・〇
倉敷市児島由加字長谷三二七〇番一地先から 倉敷市児島田の口二六一六番一地先まで		七・一 一・八	三七〇・七

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

◎岡山県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		一般国道	道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日（時間）
白尾塩生線	玉野福田線	四三〇号				
倉敷市児島由加字長谷三一七〇番一地先から倉敷市児島田の口二六二三番三地先を経て倉敷市児島田の口二六一六番一地先まで		玉野市玉三丁目一番一七地先から玉野市玉三丁目一〇〇番二地先まで				
		令和三年一月二十七日（十四時）				

◎岡山県告示第三十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、港湾区域又は港湾隣接地域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者である当該地方公共団体の長が管理することが適当と認め、知事と協議して定めた区域は次のとおりとする。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 名称 岡山県岡山沿岸水島港海岸岩谷地区海岸保全区域

二 区域 昭和四十一年岡山県告示第三百九十四号で海岸保全区域として指定した岡山県岡山沿岸水島港海岸岩谷地区海岸保全区域のうち水島港港湾区域に接する区域

- 一 名称 宿井海岸

二 区域 昭和四十三年岡山県告示第九十九号で海岸保全区域として指定した宿井海岸のうち牛窓港港湾区域に接する区域

- 一 名称 相引番田海岸

二 区域 昭和四十三年岡山県告示第九十九号で海岸保全区域として指定した相引番田海岸のうち岡山港港湾区域に接する区域

- 一 名称 乙島海岸

二 区域 昭和四十三年岡山県告示第九十九号で海岸保全区域として指定した乙島海岸のうち水島港港湾区域に接する区域

- 一 名称 鴻島海岸

二 区域 昭和四十三年岡山県告示第九十九号で海岸保全区域として指定した鴻島海岸のうち鴻島港港湾区域に接する区域

- 一 名称 黒島海岸

二 区域 昭和四十三年岡山県告示第九十九号で海岸保全区域として指定した黒島海岸のうち牛窓港港湾区域に接する区域

一 名称 犬島西海岸

二 区域 昭和四十三年岡山県告示第九十九号で海岸保全区域として指定した犬島西海岸のうち犬島港港湾隣接地域に接する区域

一 名称 大飛島東海岸

二 区域 昭和四十三年岡山県告示第九十九号で海岸保全区域として指定した大飛島東海岸のうち大浦港港湾区域に接する区域

一 名称 前浦海岸

二 区域 昭和四十三年岡山県告示第九十九号で海岸保全区域として指定した前浦海岸のうち前浦港港湾区域に接する区域

◎岡山県告示第三十九号

令和三年度において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成十九年岡山県告示第三百六号。以下「入札参加資格審査要領」という。)に基づく入札参加資格を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達する物品等の種類

文具・事務用機器、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工事用材料、車両・船舶類、百貨、装飾品、書籍、運動・楽器、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂、食料品、種苗・花木、動物、記念品・標識、レンタル・リース類、飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高压ガス、ミニハウス、電気及び払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算(以下「直前決算」という。)における売上高(消費税額及び地方消費税の額を除く。)
 - (2) 直前決算における自己資本額
 - (3) 直前決算における機械設備等の価額
 - (4) 直前決算における流動比率
 - (5) 申請時における従業員数
 - (6) 申請時までの営業年数
 - (7) 男女共同参画の推進状況
 - (8) 障害者雇用の状況
 - (9) 環境基準等の達成状況
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定金額の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定金額	総合点数	格付区分
二百五十万円以上	七十点以上	A
五十万円未満 二百五十万円未満	五十点以上七十点未満	B
五十点未満		C

3 資格審査の結果の通知

1 及び 2 による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去二年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入

札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 誓約書

(9) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(10) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書面

(11) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(12) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和三年二月一日から同月十九日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズ（A4）の書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和三年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和四年一月中に行う予定の令和四年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一二二六―七五三八）

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

◎岡山県告示第四十号

令和三年度において県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格（情報通信サービスに係るものを除く。）を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達する特定役務の種類

建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検等（情報通信サービスに係るものを除く。）

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

(2) 直前決算における自己資本額

(3) 直前決算における流動比率

(4) 申請時における従業員数

(5) 申請時までの営業年数

(6) 男女共同参画の推進状況

(7) 障害者雇用の状況

(8) 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権

限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者又は特定の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格	総合点数	格付区分
制限なし	六十点以上	A級
五百万円未満	四十点以上六十点未満	B級
二百万円未満	四十点未満	C級

3 資格審査の結果の通知

1 及び 2 による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入

札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和三年二月一日から同月十九日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの手紙が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

1 有効期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和三年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和四年一月中に行う予定の令和四年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 〇八六一二二六一七五三八）

〔四二〕 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行つた者の名称	玉野市	新見市
調査を行った期間	平成二十九年六月 、 令和二年十月	平成三十年四月 、 令和二年三月
成果の名称	玉野市 地籍図及び 地籍簿	新見市 地籍図及び 地籍簿
調査を行つた地域	東七区の一部	高尾の一部
認証年月日	令和三年一月十八日	令和三年一月十八日

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

〔四三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山陽

所在地 赤磐市下市四七三番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）

ア 名称 株式会社三城

住所 東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

代表者の氏名 代表取締役 澤田 将広

イ 名称 有限会社シヤン

住所 倉敷市児島唐琴二丁目三番三四号

代表者の氏名 代表取締役 藤原 正信

ウ 氏名 株式会社サンヨープレジャー

住所 岡山市北区大内田七一五番地の四

代表者の氏名 代表取締役 高谷 昌宏

（変更後）

ア 退店のため削除

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

イ 名称 有限会社シヤン

住所 倉敷市児島唐琴二丁目三番三四号

代表者の氏名 代表取締役 藤原 隆志

ウ 退店のため削除

4 変更年月日

令和二年三月八日ほか

二 届出年月日

令和三年一月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年一月二十六日から同年五月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

〔四四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート美作

所在地 美作市檜原下字土屋敷一二六八一一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社タナカ

住所 美作市林野三六八番地

代表者の氏名 代表取締役 田中 信吉

（変更後） 退店のため削除

4 変更年月日

令和二年八月三十日

二 届出年月日

令和三年一月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年一月二十六日から同年五月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

〔四五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン井原

所在地 井原市下出部町二丁目一一番一三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 有限会社フォーユー

住所 井原市井原町八一三番地

代表者の氏名 取締役 川相 益敏

（変更後） 退店のため削除

4 変更年月日

令和二年一月二十日

二 届出年月日

令和三年一月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年一月二十六日から同年五月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

〔四六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 天野 達也

(3) 名称 有限会社 家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

(4) 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都千代田区岩本町一丁目七番四号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前)

ア 名称 有限会社マルタ開発

住所 新見市新見九〇一番地

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

代表者の氏名 代表取締役 田原 省吾
新規出店のため追加

(変更後)

ア 名称 有限会社マルタ開発

住所 新見市新見九〇一番地

代表者の氏名 代表取締役 田原 宰

イ 名称 ネクシル株式会社

住所 岡山市北区下中野一二二番地七

代表者の氏名 代表取締役 植野 伸

4 変更年月日

令和二年四月一日ほか

二 届出年月日

令和三年一月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年一月二十六日から同年五月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

〔四七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字樋口二六八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 有限会社メガネサロン梶原

住所 瀬戸内市邑久町虫明六七九番地

代表者の氏名 代表取締役 梶原 和政

（変更後） 名称 有限会社・メガネサロン梶原

住所 瀬戸内市邑久町虫明六七九番地

代表者の氏名 代表取締役 梶原 和政

4 変更年月日

令和三年一月十四日

二 届出年月日

令和三年一月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年一月二十六日から同年五月二十六日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

〔四八〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

勝央北部土地改良区

二 認可年月日

令和三年一月二十日

令和3年1月26日 岡山県公報 第12263号

〔四九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和三年一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

丘2番川1―1（小規模土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

令和三年一月二十六日から同年二月十六日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

◎岡山県選管告示第一号

令和三年一月十九日岡山県選挙管理委員会の委員長に選挙された者及び委員長職務代理者に指定された者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和三年一月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕 一

職 名	住 所	氏 名
委員長	岡山市北区津島南二丁目六番三〇号	大林 裕 一
職務代理者	岡山市北区撫川一〇一五番地一四	平松 卓雄